

## 各種申請書における性別記載のあり方について

1. 各種申請書における性別記載に関する方針と今後の運用について定めた。

(目的)

性的少数者に対して配慮することで、第二次霧島市総合計画に掲げる「誰もが支え合いながら生き生きと暮らせるまちづくり」に資するため。

(制定日)

令和2年9月15日

(内容)

- 1) 法令等に収集の義務が定めてあるものを除き、性別記載欄(以下「記載欄」という。)は削除する(収集しない)。
- 2) 業務の都合上、収集の必要があるもの(※)については、記載欄のあり方を次の2案を参考に検討する。
  - ア 記載欄を「自由記載」として空欄にし、記入も任意とする。
  - イ 「男」「女」の二択とせず、「空欄」「答えたくない」の選択肢を追加する。
- 3) 申請書に限らず、1回限りで実施するアンケートや申込書などについても、1)、2)を準用する。

※例；宿泊を伴う研修の部屋割作成、男女別のアンケート結果作成のため 他

2. 庁内の状況

(調査期間)

令和2年9月15日～10月26日

(調査結果)

性別の記載が必要な申請書等	159件
うち性別記載を法律等で求めているもの	55件
既に自由記載になっていたもの	20件
令和元年度中に削除済み	3件
残り	81件
不可	8件
うちシステム改修が必要なもの	4件
男女別の集計結果が必要なもの	4件
可	73件
うち削除	39件
自由記載方式	30件
選択肢追加	4件